

## 第7回名立区地域協議会 次第

日時：令和3年10月19日（火） 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階 第2会議室

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1)うみてらす名立における市及び指定管理者の収支状況、指定管理の更新方針について  
…資料 No. 1-1、No. 1-2

(2)「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の答申に対する回答について  
…資料 No. 2、No. 3

(3)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について  
…資料 No. 4

### 3 協議事項

(1)自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」

### 4 その他事項

令和3年度第8回地域協議会の開催予定

・令和3年 月 日（ ）午後 時 分から

### 5 閉 会

## 令和2年度のうみてらす名立における市及び指定管理者の収支状況等について

## 1 施設の概要

所在地	名立区名立大町 4280-1	設置	平成 12 年度
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	面積	延床 9571.6 m <sup>2</sup>
指定管理者	株式会社ゆめ企画名立		

## 2 利用状況

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	392,820 人	384,240 人	202,190 人
うち宿泊	11,247 人	10,685 人	6,776 人
うち温浴・プール	121,101 人	118,617 人	68,438 人
うちレストラン	59,754 人	53,655 人	30,247 人
うち日帰り	200,718 人	201,283 人	96,729 人

## 3 市の収支状況

(単位：千円 (④を除く))

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①収入	10	18	67	
②支出	修繕料	6,525	6,369	7,478
	指定管理料	44,005	39,600	39,600
	その他委託料	9,381	13,054	9,968
	使用料及び賃借料	1,926	1,935	1,244
	工事請負費	1,134	1,944	-
	備品購入費	-	-	164
	減収補填金※	-	3,057	54,834
	その他	354	371	377
合計	63,325	66,330	113,665	
③公費投入額 (②-①)	63,315	66,312	113,598	
④利用者 1 人当たり公費負担額	161 円	173 円	562 円	

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した指定管理者に対し、協定に基づいて減収分を補填したものの。

## 4 指定管理者の収支状況

(税抜、単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①収入	利用料金収入	540,481	504,313	280,484
	指定管理料	40,745	36,333	36,000
	減収補填金※	-	3,057	54,834
	その他	1,017	994	17,993
②支出	582,634	551,983	390,241	
差引 (①-②)	△391	△7,286	△930	

## 5 令和2年度の実施等について

- ・ 雇用調整助成金やG o T o トラベル事業等を積極的に活用
- ・ 営業時間の短縮等による損失縮減
  - 屋内プールの休館 7/1~7/16 までの平日
  - 地場物産館の営業時間短縮 12/1~3/31 (19 時まで→18 時まで)
  - 休館日の設定 (第 2 水曜日→毎週水曜日) 1/6~3/17 ※道の駅トイレ等を除く
  - 鮎養殖場の休止 1/1~当面の間
- ・ 人員体制の見直し等による経費の節減

## 出資法人等経営状況報告書 (J-ホールディングス(株)事業子会社)

### 1 作成年月日及び担当部署

作成年月日	令和3年10月4日	担当部署	産業観光交流部 施設経営管理室
-------	-----------	------	-----------------

※以下は令和3年3月31現在の内容です。

### 2 法人等の概要

法人名	株式会社 ゆめ企画名立		
代表者	代表取締役 細谷 貴雄		
	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤	<input type="checkbox"/> 非常勤	<input checked="" type="checkbox"/> プロパー <input type="checkbox"/> 市兼務 <input type="checkbox"/> その他
所在地	新潟県上越市名立区名立大町 4280 番地 1		
設立年月日	平成 11 年 10 月 8 日		
資本金	70,600 千円		
設立目的	旧名立町において観光振興、地域活性化、雇用の場の創出等を図ることを目的に設立された交流拠点施設「うみてらす名立」を管理運営するために設立		
主な事業	(1) うみてらす名立の管理運営（指定管理業務） (2) ろばた館の管理業務（業務委託）		

### 3 役員数

(単位：人)

	常勤	非常勤	計	内訳		
				プロパー	市兼務	その他
取締役	1	1	2	1	-	1
監査役	0	2	2	2	-	-
計	1	3	4	3	0	1

### 4 職員数

(単位：人)

	計	内訳	
		プロパー	市兼務
正社員	16	16	-
その他	63	63	-
計	79	79	0

## 5 財務状況（税込）

（単位：千円）

項 目		第 20 期	第 21 期	第 22 期
		自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日
損益計算書	売上高	590,777	550,046	325,389
	売上原価	250,355	230,928	127,819
	売上総利益	340,422	319,118	197,570
	販売費及び 一般管理費	339,810	330,452	271,944
	営業利益	612	△11,334	△74,374
	営業外収益	1,292	4,011	72,827
	営業外費用	539	437	331
	経常利益	1,365	△7,760	△1,878
	特別利益	34	40	0
	特別損失	0	0	0
	税引前当期純利益	1,399	△7,720	△1,878
	法人税等	200	200	200
当期純利益	1,199	△7,920	△2,078	
項 目		平成 31 年 3 月 31 日現在	令和 2 年 3 月 31 日現在	令和 3 年 3 月 31 日現在
貸借対照表	資 産	168,308	143,569	181,421
	負 債	62,334	45,515	85,445
	純資産	105,974	98,054	95,977
	資本金	70,600	70,600	70,600
	利益剰余金	37,247	29,327	27,249
	その他	△1,873	△1,873	△1,873

※ 金額については、千円未満を四捨五入して表示しており、端数処理の関係上、決算書及び計算結果と一致しない場合があります。

## うみてらす名立の指定管理者の公募について

## 1 経過

- うみてらす名立は、平成 12 年に交流人口の増大を図り、地域の活性化等に資することを目的に整備し、(株)ゆめ企画名立は同施設を管理運営するために設立した元第三セクターである。
- 市の指定管理者の選定に当たっては、公募を原則としているが、第三セクター等が管理する施設については、政策的な観点から例外的に随意指定としてきた。

## 2 現状及び課題等

- 同施設は令和 3 年 2 月に策定した公の施設の適正配置計画で「現状維持」としており、市の観光拠点施設として、今後も利活用を図っていく。
- しかしながら、同施設の老朽化・利用者の嗜好の変化・類似施設間の競争の激化に加え、コロナ禍による利用者数や売上高の減少により、施設の収支や指定管理者の経営が見通せない状況である。
- また、同施設の老朽化・陳腐化やアフターコロナを見据えた営業の強化、鮮魚や特産品の製造・販売の促進、休止中施設や閑散期間施設の利活用を課題として認識しており、その対応も必要である。



指定管理者には、市や地域と連携し、施設の設置目的に即した管理運営や課題対応のほか、施設を核とした更なる地域振興を求めていく。

## 3 指定管理者の更新方針

- 指定管理者制度に関する基本方針に基づき、最適な指定管理者を選定するため、指定管理者を公募する。なお、指定管理期間は 5 年とする。
- コロナ禍の影響における利用者の需要動向を前提に、営業時間の短縮や休館日の設定など、暫定的に施設機能やサービスの見直しを行う（最終的に新たな指定管理者と協議のうえ決定）。

## 4 選定方法

- 外部有識者や利用者代表者等で構成する選定委員会を設置し、指定管理候補者の選定を行う。
- 候補者の選定結果について、あらかじめ地域協議会や関係者に報告した上で、最終的に市議会の議決を経て指定管理者を決定する。
- 同社以外の応募者に対しては、同社従業員の雇用確保やテナント事業者との連携継続について提案を求めるとともに、同社以外が指定管理者に指定された場合は、その対応に最大限の配慮を求める。

## 5 その他

地域協議会報告後、速やかに公募を実施（募集期間：1 か月程度）

- ⇒ 選定委員会の開催後、地域協議会等へ報告
- ⇒ 市議会の議決により指定管理者を決定

上自第 33305 号の 11  
令和 3 年 9 月 24 日

名立区地域協議会  
会長 原田 秀樹 様

上越市長 村山 秀幸  
(自治・市民環境部 自治・地域振興課)



上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（通知）

令和 3 年 9 月 13 日付けで答申のあった諮問第 71 号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

過疎地域持続的発展計画（案）について計画策定手続きを進めることとします。  
今後、パブリックコメントを経て、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に議案を提出する予定です。

## 各区地域協議会からの附帯意見に対する回答及び基本目標の表現の変更について

## 1 附帯意見に対する回答

番号	区名	附帯意見	回答
1		・前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。	・過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約80%で、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に搭載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。
2	安塚区	・区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。	・本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第6次総合計画等と整合を図り案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。 なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。
3		・計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。	・計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。
4	牧区	・過疎地域が今まさに危機的な現状であることを踏まえ、今後、事業を推進するにあたっては、住民の問題提起や課題解決の提案等を確実に受けとめ、取り組まれるよう求めます。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、牧区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
5		・吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向けた事業の検討を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、吉川区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。第7次総合計画の策定においては、市民の声アンケートの実施等により広く市民の声を反映するほか、地域自治区に関する重要な内容については、地域協議会と協議を行ってまいります。
6	吉川区	・諮問に際しては、地域住民との意見交換や意向確認、及び地域協議会での審議時間が必要であり、諮問から答申までには、十分な時間をとるよう配慮すること。	・本計画案については、国の説明会后、5月から策定作業を進め、6月中旬に示された新潟県過疎地域持続的発展方針（案）との整合を図りながら、概ね2か月余りで整理しました。これは、地域協議会の審議時間を1か月以上確保するとともに、その後のパブリックコメントの実施、上越市議会12月定例会への上程等に必要期間を踏まえ、スケジュールを設けたものであります。今後も、地域協議会の諮問に当たっては、時間の確保に留意しながら進めて参ります。
7		・策定後の事業の進め方については、地域の課題に向き合い、行政と地域が協働のもと、より良い上越市を作り上げることを願います。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、中郷区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
8	中郷区	・中郷区地域協議会でもこの本計画の策定に合わせて今後の自主的審議事項において課題抽出に向けた議論を行い、視点を合わせていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。	

## 2 基本目標の表現の変更について

計画（案）19ページ「（5）地域の持続的発展のための基本目標」につきまして、推計値である36,489人より低い目標にするのではないかと誤解を招くことが考えられるため、目標値は推計値の十人以下を四捨五入し「3万6千500人以上」と表現を改めることとしました。

名立区地域協議会からの質問に対する回答

区分	番号	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	1	・P41バス路線がある地域でも、地域の高齢化等により、公共交通を利用することが困難になるなど、移動手段を確保できない地域がある。地域を限定せずに支援策を検討してほしい。	・互助による輸送等の取組への支援は、バス路線廃止地域だけでなく、バス運行不十分地域における取組も対象としております。バスの利用実態を把握しつつ、地域と協議を重ねながら、引き続き、第2次上越市総合公共交通計画に基づき、市民の日常生活の移動手段の確保と持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進めていきます。
	2	・市として、地方創生テレワーク交付金は利用しているのか。	・現在、テレワーク交付金を利用しておりませんが、民間企業の意向を把握しながら、必要に応じて制度の活用を検討してまいります。
	3	・半農半Xの取組として、シェア畑等の取組が必要だと思う。	・半農半Xは、農業とやりたい仕事（X）を両立させる生活スタイルのことです。また、シェア畑（市民農園）は、自家消費や趣味を目的とした家庭菜園的な要素の強いものであり、所得を得るまでの農業規模ではないため、農業で生計を立てようとする半農半Xには不向きですが、農業への関心を高め、農業を始めるきっかけになるものと考えています。 半農半Xの取組は、農業の担い手確保の面からも有効な取組でありますので、本人の意向や就農状況を踏まえ、移住先として当市を選んでもらえるよう、当市の魅力を発信してまいります。
	4	・学校給食を、完全米飯給食にして地元産のお米の消費拡大に寄与できないか。	・学校給食では、米飯、パン、麺を主食として提供しています。学校給食は地元食材の生産や消費を学ぶほか、食に関する理解や体験を培う場であるため、様々な食材を使用しており、主食を限定する予定はありませんが、米飯を多く提供するように努めています。令和3年度、米飯の提供割合は7、8割を見込んでおり、今後も引き続き地元産のお米の消費に寄与していきます。
	5	・ごみの減量化の観点から、一定の条件を設けた上で、禁止されている野焼きを許可することはできないか。	・廃棄物の野外焼却（野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止とされております。一般的な野焼きは焼却温度が法に定められた温度（800度）より低いため、燃やすものによってはダイオキシン類等の有害物質が発生し、大気へ放出する恐れがあるほか、火災発生の恐れや煙害により地域の皆さんに影響が生じることがあります。市では平成29年10月に新たなクリーンセンターを稼働し、850度以上の高温となる焼却炉でごみを完全燃焼させることで、発生する灰の減量化を図っています。また、焼却で発生する熱をエネルギーとして回収しています。このようなことから、燃やせるごみについては野外焼却ではなく市の分別ガイドに沿って出していただき、ごみの減量化や地球の環境保全に努めていきたいと考えております。
	6	・公共施設の解体について、解体後の土地の管理はどのように行っていくのか。	・施設解体後も土地所有者が市である場合は、市が状況を見ながら草刈など適切に維持管理を行います。また、解体後の土地について、今後市で利用予定がない場合は、民間等に積極的に売却や貸付を行うなど、効果的な活用を努めます。
	7	・労災病院の内科医がいないと聞いた。今後の医師確保の取組は。	・新潟労災病院は独立行政法人労働者健康安全機構が運営する病院であることから、市として回答することはできません。
	8	・若年層のスポーツ人口が減少する中であって、地域によっては、地域活動支援事業を使って学校の部活動の備品を購入している。本来は学校が用意するものだと思う。予算化はできないか。	・学校の教育活動には、学校教育法に基づき、学習指導要領で示された学校で行われる授業や学校行事等と、法令上示されていない活動等がありますが、部活動は後者に当たります。このため、教育委員会で購入する物品は、授業や学校行事等で使用する教材を対象としており、部活動での利用を主目的とした物品は購入対象外となることから、予算化することはできないのが現状であります。なお、部活動に必要な物品については、個人での購入や、例えば大型の金管楽器などは、後援会組織等からの寄贈や貸出しにより活用されています。また、教材として購入した物品においても部活動で使用することを可能にしています。
	9	・中山間地域振興作物生産拡大事業補助金において、水稻の作付が困難になった農地にヨモギを作付けした場合も対象となるのか。	・販売を目的とした作物であれば、対象となります。
	10	・中山間地域等直接支払制度について、5年ごとに見直しがあるが、その期間を短縮することはできないか。	・国の制度として、要件や期間等を定めているものであり、市の裁量により、その期間を短縮することは出来ません。期間短縮については、国において検討を進めていると聞いております。
	11	・鳥獣被害防止対策事業について、ハンターの命を守るための無線機など、必要な備品は「貸与」ではなく、市から予算を出し購入させてほしい。	・市やJAえちご上越、NOSA I新潟県などで構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣捕獲を依頼している（一社）新潟県猟友会市内6支部から罾や無線機などの要望を伺った中、国の交付金を活用し、協議会として必要備品を導入していることから、制度上、貸与となります。 ・一方で近年の被害拡大に伴い、市や関係機関の抛出が増大する中、捕獲機具など、国の交付金を活用できるものは、最大限活用しているところであり、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。 ・なお、ご要望に添えるよう今後も要望を伺った中で、必要備品の配備を進めていきたいと考えておりますので、希望する備品などがありましたら、ご相談ください。



## 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月

上越市自治・地域振興課

## 1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

## 2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

## 2-1 短期的に実施が可能な取組

## (1) 市が取り組むこと

## ア 周知について

## ア-1 主な回答

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

## ア-2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

## イ 情報共有について

### イ-1 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

### イ-2 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

## ウ 元気事業について

### ウ-1 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

### ウ-2 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用の検討を提案します。

## (2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

### ア 意見交換について

#### ア-1 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体との風通しをよくしておくことが必要

#### ア-2 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話し合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

## イ 会議運営について

### イー１ 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

### イー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

## ウ 情報発信について

### ウー１ 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

### ウー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

## ２－２ 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

- ① 委員資格について  
「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの
- ② 委員の公募公選について  
「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの
- ③ 委員の追加・補充選任について  
「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの

④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。 [下線部は市議会提案を反映]

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

### 3 今後の予定

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議          |
|       |     | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
|       |     | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続             |
| 令和4年度 |     | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定）                       |
|       | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続                          |
|       | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定                        |

### 4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。